

令和6年 第17回

教育委員会臨時会會議録

令和6年8月26日（月）

港区教育委員会

# 港区教育委員会会議録

第2641号

令和6年第17回臨時会

日 時 令和6年8月26日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員 員	鈴 木 令 奈
	委 員 員	中 村 博
	委 員 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 瞳 美
	学校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図 書 文 化 財 課 長	齊 藤 和 彦
	学 务 課	鈴 木 健
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 功 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 功 係	榮 友 美

## 「議題等」

### 日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 2 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

### 日程第2 協議事項

- 1 港区教育ビジョン 素案（案）について

### 日程第3 報告事項

- 1 令和6年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 令和7年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 3 令和6年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について
- 4 運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施について
- 5 港区立箱根ニコニコ学園指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 6 令和7年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

- 7 区立幼稚園におけるすくわくプログラムの実施について
- 8 令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 9 港区立みなと科学館指定管理者候補者の選定について（非公開）
- 10 後援名義等の7月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 14 図書館の7月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の7月行事実績について
- 16 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 17 9月教育人事企画課事業予定について
- 18 みなと科学館の7月利用状況について

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和6年第17回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

まず、議席を決定いたします。

先日、各委員の皆様にはくじを引いていただきましたけれども、結果として、新しい議席番号は、1番が田谷委員、2番が鈴木委員、3番が中村委員、4番が山内委員ということになりました。この議席番号で決定をいたします。

今後、この議席にて教育委員会を開催してまいりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

日程第3「報告事項」第5「港区立箱根ニコニコ学園指定管理者候補者の選定について」、「報告事項」第9「港区立みなと科学館指定管理者候補者の選定について」、この2件を非公開での会議とし、日程を変更して日程第3の報告事項の一番初めに報告を行います。その後、日程を戻して報告事項第1から順に行いたいと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、報告事項第5及び第9については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。

## 日程第1 審議事項

### 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 では、日程に入ります。日程の第1「審議事項」です。

初めに、審議事項第1、議案第58号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第58号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 1を御覧ください。

1ページ、審議内容です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する特別展「激動する幕末維新の港区」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第6条別表の規定に基づき定めます。

項目1、名称は「激動する幕末維新の港区」です。

開催期間は、令和6年10月19日土曜日から令和6年12月15日日曜日までです。

内容です。1853年、アメリカのペリー艦隊が浦賀に来航し、江戸幕府への開国を要求し、幕府は翌年に米国と和親条約を結び、日本は開国への道を歩み始めます。開国に端を発した諸問題により幕府は急速に力を衰えさせ、日本は明治維新を迎えました。

幕末の港区域は、当時の日本を揺るがした大事件の舞台となった重要な地の一つです。本展では、ペリー来航や品川台場築造という開国と国防の問題、薩摩藩邸焼き討ち事件と戊辰戦争、そして明治維新へと続いていく一連の動向を取り上げます。港区域にとどまらない日本の歴史に大きく関わる事件を通じて、歴史文化への理解を深めます。

展示内容を章立てで紹介する資料をつけておりますので、参考に御覧いただければと思います。第1章から第5章までございます。なお、第2章の桜田門外の変ですが、桜田門自体は港区ではありませんが、水戸浪士が桜田門外で井伊直弼を暗殺する前に、愛宕山に集まつたという記録があり、資料もたくさん残っていることから取り上げております。

項番2、観覧料です。特別展のみ観覧する場合、大人400円、小中高生200円。常設展と同時に購入する場合、大人600円、小中高生200円です。参考として、観覧料の一覧表と算定表をつけてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第58号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第58号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第59号「港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第59号「港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、本日付議案資料No. 2-3によりましてご説明をさせていただきます。

芝浦小学校と芝浜小学校の通学区域を変更するため、規則の一部改正をするものでございます。

項番1に記載のとおり、本件通学区域の見直しについては、本年3月25日開催の本委員会にてご了承を頂いております。このたび、来年度新入学児童に関わる学校選択希望制の手続を始めるに当たり、所要の規定整備を行うものでございます。

通学区域の見直しにつきましては、参考資料として先般の審議資料を添付しておりますので、改めてですが、補足でご説明をさせていただきます。

参考資料の項番 5 を御覧ください。通学区域の見直しの内容としては、芝浦小通学区域を拡大し、芝浜小の通学区域を縮小するものとして、具体的には、現在通学区域が分割されている芝浦アイランド地域について、全て芝浦小学校の通学区域とする見直しを行うものでございます。

3 ページには、現行と見直し後との変更箇所を提示しております。

恐れ入りますが、資料 2 - 3 にお戻りください。

項番 2 、改正内容としましては、記載の通学区域を変更するものでございます。施行期日は来年 4 月 1 日、今後のスケジュールとしましては、10 月以降の選択希望制の手続を進めてまいります。

雑駁ですが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。

議案第 59 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第 59 号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第 2 協議事項

### 1 港区教育ビジョン素案（案）について

○教育長 日程第 2 「協議事項」に入ります。協議事項 1 「港区教育ビジョン素案（案）について」ご説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、協議事項 1 の資料 03 を御覧ください。

港区教育ビジョンの素案の案を調整しつつございます。前回、この教育委員会で教育ビジョン素案のたたき台の段階でご意見を頂戴いたしました。それ以降、策定委員会、それから検討会、そして教育委員会事務局内のヒアリング等を通じまして、素案の案を調整してまいりました。それにつきまして協議をさせていただきます。

資料のページは PDF のページ番号でお示しますので、タブレットで資料をご確認しながらお聞きいただければと思います。

34 分の 1 ページ、項番の 2 「検討体制と意見の反映」を御覧ください。先程申し上げましたとおり、このビジョンにつきましては、外部の学識経験者、各関係団体の代表者の方、区立小・中学校の PTA の方、教育委員会事務局職員で構成する策定委員会、こちらを 2 回開催いたしました。

また、庁内の部課長で構成する検討会、こちらも 2 回検討してまいりました。

子どもへの意見聴取、こちらを今回初めて行いました。子どもへの意見聴取の方法は 3 点ございまして、1 点目が子ども版の教育ビジョン協議会ということで、港区立小中一貫教育校御成門学園の小学 5 年生から中学 3 年生の皆さん 24 名を集めまして、7 月 24 日に開催しました。ワークシ

トップという形で、学校での勉強、学校以外での学び、スポーツ、読書の四つのテーマに分かれて、色々ご意見を頂きました。かなり闊達なご意見を頂戴しております。

また、教育委員会事務局による特別授業ということで、こちらは白金小学校の5年生の1クラスに、学校教育部長の吉野部長に講師となつていただいて、将来の夢、大人になったときにどのような世の中になつてほしいのか、こういったことについて子どもたちの意見を聞きました。子どもたちからは、平和ですか、円高という経済のキーワードも出てきましたり、かなり色々なところに子どもの目が向いていたと感じました。そのほか、SDGsですか、環境問題ですか、幅広い視点で意見を頂きました。

さらに、「これから港区を語ろう！」という特別授業アンケートという形で、区立小学校の5年生、6年生、それから区立中学校に通う1年生から3年生の児童・生徒の皆さん、3,326人に回答していただいて、こちらもタブレットにアンケートの調査を配信して答えてもらいました。

それらご意見を踏まえまして（4）といたしまして、策定委員会、検討会、それから子どもたち、そして教育委員会事務局の部課長からも様々意見を聞きました。主に、全体を通じて感じた意見として3点。誰もが心豊かな人生を送るために、それぞれのライフステージにおいて多様な学びを享受できるよう支えてほしい。それから、自分らしさを大切にするとともに、他者への理解を深め、それがつながって支え合いながら暮らす平和な社会をつくり上げていきたい。3番目として、コミュニケーション能力を養うとともに、地域を大切にしながらグローバル社会で羽ばたく力を育むため、港区の特色を生かした教育を推進してほしい。この3点が、皆さんのご意見を総じて、主立った意見としてこちらの方で受け止めさせていただき、ビジョンに反映しております。

それでは、教育ビジョンの素案について、実物を見ながらご説明をさせていただきたいと思います。34分の4ページからが「港区教育ビジョン」となります。

前回、本委員会でご意見を頂戴して以降、策定委員会で修正があつた部分を中心にご説明をさせていただきます。34分の12ページ、紙ベースでは9ページの部分になります。

こちらは「多様化する社会とコミュニティの希薄化」という、社会の変化と教育の課題についてですけれども、コロナ禍における学びの変化、影響について記載した方が良いということと、ここでコミュニティの希薄化も明確にした方が良いのではないかというご意見を踏まえて、文章を加えています。

また、そのページの最下段に、現在は将来の予測が困難な時代ということについて、社会的分断というのが今問題になっているというご示唆を頂きました。そこで、社会的分断について、次のページの上段に、とりわけコロナ禍を経て経済的格差が広がり、社会的分断が懸念されている中で、相互理解の促進や格差の解消のために、教育が果たす役割がより重要となっているという課題認識を加えさせていただきました。

同じページの「深刻化するいじめ・不登校児童の増加」、こちらについても、近年インターネット、SNSを通じた誹謗中傷、嫌がらせが問題となっていて、いじめの未然防止、早期発見のためには家庭、学校、地域が一体となって取り組んでいく必要があるということを加えました。

次に、34分の14ページで「個別最適な学びと協働的な学び」。今は個々の進捗状況に応じた、あるいは個性に基づく個別最適な学びを進めていく必要性、また、他者と協働した学び、この二つが必要となっているのだということを、策定委員会からご意見を頂き、新たな項目として、課題認識として加えさせていただきました。

また、同じページです。AIですとかロボット化が発達するのはいいのだけれども、誤ったあるいは偏った情報、コンテンツが生成・流布される懸念もあるということをしっかり記載してほしいということがございましたので、こちらも記載をさせていただきました。

同じページ、「教員の担い手不足」ということで、教員に特化した項目だったのですけれども、学びの担い手はもっと広く捉えるべきではないかというご意見があり「教育の担い手」として、また以降、学校の教職員だけでなく、保育士、地域ボランティアなどの教育の担い手についても、負担の軽減、力を発揮できる環境の整備が必要というふうに記載を加えさせていただいている。

次の34分の15ページで、「生涯にわたる多様な学びと郷土愛の醸成」のところで、こちらは教育委員会でご意見を頂戴して修正した部分です。「誰もが」というワードが必要ではないか。あるいは学校教育を離れて社会に出た後も、専門的な知識、スキルを身につけ、ライフスタイルを選択できる学びの場が求められているということを書くべきではないかということで、記載をさせていただいております。

また、区の歴史を継承し、区固有の文化財を大切に守り後世に伝えるとともに、それらに触れる機会の創出によって郷土愛を醸成する、こういったことも必要ではないかということで、文章を加えさせていただいております。

続いて、34分の16ページ、「誰一人取り残さない教育の推進」で、こちらは個性についてもう少し触れた方がいいのではないかということで、個性を持って生まれ、その個性や自分のよさを伸長させて、自分らしく生きていく権利を当然に有しているということ。こういったことの一方で、自らの主張を前面に出すだけではなく、他者の個性、主張に対する寛容さを持ち、互いに尊重し合いながら生きることで、ウェルビーイングを向上させることができるのだということを記載すべきではないかというご意見を頂戴して、ここは加えさせていただいております。

それから、34分の17ページ、紙だと14ページです。港区の子どもの意見を聞くというふうにしていたのですけれども、意見は言える子だけにとどまるのではないかということで、意見というよりも、その先にある子どもの願いとか希望とかといった思いを酌むということの方が大事なのではないかということで「教育への思い」ということで見出しを修正しております。

ここまでがビジョンの前段となる課題背景になります。ここからがビジョンの中心となってまいります。

34分の19ページ、「基本理念」です。こちらは意見交換をしたときから、概ね変わってございませんが、「誰一人取り残すことのない」といった表現をえた方がいいという委員会でのご意見がございましたので、ここは加えさせていただいております。

それから、「目指す人間像」です。ここは「幸せや生きがいを感じながら」としていたのですけれども、それは「心豊かに生きる」の「心豊か」とほぼ同義であって、まず今回、個性も大事、一方で他者との理解も大事ということを受けて「他者を思いやる心を持ちながら、自ら学び、考え、行動し、心豊かに生きる人」ということで修正を加えております。

次に、34分の23ページを御覧ください。ここからが「基本的方向性」です。

基本的方向性の1、2、3、4、5、6に変更はございませんが、その下にあるコメントについてご意見を頂戴したので、文字を修正してございます。

基本的方向性1には「ウェルビーイングを向上」という言葉が必要ではないか。

それから、基本的方向性2では、ここは三つとも国際化をうたっていたのですけれども、グローバル社会ということで、いきなり国際、あるいは外国に出るということを表現するのではなく、地域とのつながりをまず深めた上で、広く協働する力を育み、その上で国際教育の理解を深めて海外に向かうべきではないかというご意見で、一つ目を加えました。

次に、基本的方向性の3では、これは教育委員会で頂いたご意見で、デジタルはあくまでも手段であり、使う前に考える力が必要ではないかということで、まず最初に「様々な社会課題を自ら探し解決できる人材」、デジタルを使う前に考える力をしっかりと育成すると。その上で、デジタルを使いこなし、新たな価値を創造する創り手となるということが、このデジタル社会には必要ではないかということで、整理をさせていただきました。

次に、34分の24ページ、「郷土資料の収集と情報発信」。生涯にわたり自由に学ぶことができる環境には、そういったことも必要ではないかというご意見を頂きました。

また、基本的方向性5では『自分らしさ』を尊重した学びを支援する」という、自分らしさ、自分らしくいていいんだよということを、メッセージとして伝えてほしいというご意見を踏まえて、こちらは修正を加えています。

基本的方向性6については、教員を重視していた書きぶりだったので、こちらは様々な団体との連携で教育の担い手を確保していくよというご意見、それから教育の担い手は全般にわたって教員だけではなく、担い手が安心して活動できる環境改善をより一層推進する、こういった書きぶりにした方がいいのではないかということで、修正をいたしました。

最後に、「教育ビジョンの実現に向けて」について、ご意見を頂戴しました。

34分の27ページです。「教育DXの推進」で、教育DXを推進することはもっともだけれども、まずその前に、デジタル技術の革新がもたらす課題や影響、こちらを踏まえて、その効果性を深く吟味した上で進めていくという姿勢が大事ではないかということで、冒頭に文章を加えています。

「子どもの思いに応える」でじゃ、先程申し上げました、考えや意見を表明できる子どもはいいけれども、そうでない子どもたちの思い、意見をしっかりと受け止めるためにということで、考えや意見を様々な手法で酌み取っていくということも必要ではないかということで、書き加えをさせていただいている。

長くなりましたが、前回の意見交換から策定委員会、それから教育委員会の意見を踏まえて修正したところを中心にご説明をさせていただきました。

資料の1－3として34分の32ページ、こちらは本日午後に、総合教育会議で教育大綱と教育ビジョンのお話をさせていただきます。教育大綱のお話ですけれども、もともと教育大綱と教育ビジョンは、理念を共有するということが位置づけられております。こちら説明は割愛させていただきますけれども、教育大綱に掲げられている目指す姿と教育ビジョンは、全て理念の一致を見て項目立てがされているということを一覧にしたものですので、これは後程ご参照いただければ存じます。

最後に、34分の33ページが、これまでご説明しました教育委員会、あるいは策定委員会から頂いたご意見で、修正を反映したことを一つ一つご説明した資料となっておりまして、こちらも説明は割愛させていただきます。

長くなりましたが、教育ビジョンの素案（案）の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員　まず、10ページ目の「深刻化するいじめ・不登校児童の増加」というところですが、実際に、まず港区でいじめは深刻化していますか。

○教育指導担当課長　いじめの数自体は増加している傾向にあります。その内容を見てみると、非常に簡易な、少し何かを言われたという簡易なものだったりとか、実際保護者も絡んで事態が複雑化しているというケースがありますが、増加している中で中身が重大化しているというところまでは至っていないのが状況であると思います。

○山内委員　ありがとうございます。つまり、ここでもいつもいじめの会議の報告とともに受けていますけれども、港区としては、教育委員会としては、今はそれなりに適切に対応していて、それ程深刻化はしていないというのがきっと共通認識だったと思うのです。だけど、社会的にはその問題というのはより注目されるようになっているし、よりきめ細やかに対応しなければいけないという認識で、より丁寧にやっていこうということだと思うのです。

その中で、この見出しの「深刻化するいじめ・不登校児童の増加」というタイトルというのは、今までの認識とこのタイトルというのは、やはり矛盾があると思うのです。そうではなくて、もう少し違う丁寧な書き方とか、見出しのつくり方があってもいいのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○教育長室長　ありがとうございます。この「深刻化するいじめ」の項目の主題が「社会の変化と教育の課題」という中で述べています。こちらの方は、国の教育振興基本計画で言われている、全国一般的な課題部分を記載するという部分を意識して書いておりまして、今委員がご指摘されたように、全国の中で港区はそんなに深刻化はしていないけれども、全国としてはそういう傾向があるのだということをここで捉えた見出しになっています。

港区が、これに該当するかしないかというところまで影響が及ぶということであれば、記載の方はもう少し工夫をさせていただきたいと思いますけれども、ここの項目の意味は、全国一般と捉えていただければと思います。

○山内委員 そういう意味では、全国の動向と港区の実情と、常に両方見ながら考えなければいけない。そういう意味では、全国的には問題化して、港区はそれ程ではないですよと軽視していると逆に痛い目に遭う訳で、やはりきちんと港区の状況と、全国で社会問題化している社会の状況と、常に両方見なければいけない訳ですけれども、そういう認識がうまくここに書けているのかどうかということですよね。

○教育長室長 承知しました。今のご意見を踏まえて、もう一度事務局で協議させていただきます。ありがとうございます。

○山内委員 それからあと、読んでいて少し文章がつながっていなかったところが、その次のページの「革新的な技術の発展」というところで、先程ご紹介を受けたところなのですが。「A I やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少することに加え、誤った情報やコンテンツが生成・流布する懸念も指摘されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していく見通しです」と。きっと文章の中に無理やり、「誤った情報やコンテンツが生成・流布する懸念」云々と入れたので、何かいま一つ、つながりが分かるような、分からぬようないい文章になっているようにも見えるのですが、どうですか。

○教育長室長 これはおっしゃるとおりで、A I やロボットの発達で、特定の職種で雇用が減少することに加えて、労働市場につながっていったところに、誤った情報、コンテンツ、生成A I の懸念をここに無造作に突っ込んでしまったことによって、文章のつながりが悪いので、そこを少し整理させていただいて、趣旨を明確にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山内委員 あともう一つは、A I もやはり生成A I がかなり急速に出てきていて、その水準が上がっているということで何が起こっているかというと、確かにそこには表面的にはもっともらしいのだけれども、誤っている内容というのがかなり紛れている可能性。特に学習データが十分ではないところではそれが起こっている訳ですね。だから、そういう中で出てきたものに対しても、疑いの目を持ってきちんと見ていく力のある人をどう育てるかというのが片方であって、もう片方で、そうはいっても生成A I はかなり進んでいくと、例えばプログラミングなどはまさにそのことですけれども、かなり自動化して高い水準のものができるようになっていて、そこではやはりそれを使いこなせるところまでの力がないと、逆に、生成A I 時代の社会をリードしていくことはできなくなるという両面があると思うのです。そういう意味で、生成A I というものについてどう認識しているかということをここにどう書けるかというのは、実は私たちの見識が問われているので、もう少しここは丁寧に推敲を考えてもいいのではないかと思ったのですけれども。

きっと、鈴木さんがそういうことに詳しそうなので、何か追加をしていただけると。

○教育長 鈴木委員、何かございますか。

○鈴木委員 技術の発展と、それに伴って子どもたち、学ぶ側の知識というのが、やはりバランスの取り方が難しくなってきてていると思います。うまく表現する、何て表現したらいいんですかね。

○教育長 今は多分、追加でここを一緒に二つのことを入れてしまったから分かりにくくなっているので、革新的な技術の発展の中に項目を二つ入れた方が分かりやすいのではないか。そういう形でやると、多分今、両委員の皆さんからのお話も含めて、より明確になってくるような気がするので、少し調整をして。

○教育長室長 確かに、発展することによって、まず利便性が高くなるということと、もう一つの発展における懸念点を明確に切り分けて、整理して記載をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 では、もう一つです。

12ページですけれども、これはきっと前回の私のコメントも含めて加えていただいたところだと思います。ありがとうございます。

あえてもう一つ申し上げると、「区の歴史を継承し、区固有の文化財を大切に守り」というところにとどまっていると、どうしても行政的には、既に文化財と指定しているものを守るということに限定されてしまう可能性がある訳です。だから、例えば今、神宮外苑の景観のこととか、高輪の築堤とかありますけれども、やはり色々な場面で文化財として今まで認識されていなかったものについても、どう歴史的な価値のあるものを守っていくかというところが必要で、もう一つその部分をうまく加えていただけといいのではないかと思うのです。だから、区固有の文化財をはじめとして、さらに歴史的、文化的に価値のあるものを大切にしていくという、そこを加えられるかどうかというのが大きいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長室長 今のご指摘を踏まえて、追加させていただきたいと思います。また、教育の担当とも、文化財の担当とも、表現については留意しながら、今のご趣旨を踏まえた形で修正を加えていきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかの委員のさんはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長い文章ですので、また気づいた点があれば事務局の方にお伝えいただければと思います。

それを踏まえまして、この案件については引き続きのご意見を頂きながらということで、今日は協議をさせていただきました。

今回の協議、そしてこれから意見も踏まえまして、それを今後の府議に諮っていく予定になつておりますので、府議の日程としては。

○教育長室長 すみません。説明を途中で飛ばしてしまったのですけれども、34分の3ページに今後のスケジュールということで記載をさせていただいております。9月20日の府議で了承された後、改めまして、この委員会で最終確定の審議をさせていただきます。そこでご了承いただけま

したら、10月下旬以降、議会への報告、それから区民意見の募集をしまして、最終的には1月の中旬に決定を見ていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○教育長 今ご説明がありましたように、9月20日の序議に諮らせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

### 日程第3 報告事項

5 港区立箱根ニコニコ学園指定管理者候補者の選定について（非公開）

9 港区立みなと科学館指定管理者候補者の選定について（非公開）

○教育長 次に、日程の第3「報告事項」に入ります。これより非公開の協議になります。  
(非公開協議)

#### 1 令和6年第2回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、報告事項第1「令和6年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、資料の04、報告資料No. 1を御覧ください。令和6年第2回港区議会定例会の質問について、教育長答弁分についてご説明をさせていただきます。

代表質問は、22問ございました。一般質問は15問で、合計37問です。

今回の傾向といたしましては、特段一つのことを集中的に質問がわたっているということではなく、ただ一方で、いくつか質問が重なっているものもあります。

その中でも、中高一貫校の設置についての質問、それから海外修学旅行についての質問というものは複数ございました。その中で、代表的なものを少しポイントを絞ってご説明させていただきます。

3ページを御覧ください。自民党の池田こうじ議員です。最初に「多子世帯への奨学金制度の更なる拡充について」です。今回奨学金制度を拡充をさせていただきました。ただ、議員については、今回の拡充は拡充としていいのだけれども、多子世帯について奨学金の支給対象世帯を、今回750万円まで今回拡充したのですけれども、もっと1,000万円ぐらいまで拡大していくべきだということをお聞きになっています。

答弁です。「今回の条例改正は、国の奨学金制度の改正内容を踏まえるとともに、より区民の生活実態に沿った制度として給付内容を拡充するものです。多子世帯への更なる拡充については早急に検討してまいります。今後とも、子どもたちが経済的に不安を感じることなく、夢の実現に向けて挑戦できるよう、奨学生の実態把握に努め、奨学金制度の充実を図ってまいります」という答弁をさせていただいております。

次に、同じく池田こうじ議員の質問です。「国際プログラム導入の区立中高一貫校について」。区長の公約に、国際プログラム導入の区立中高一貫校とありますが、具体的に時期も含め、どのような

に進めるのか。また、課題やメリット、デメリットはどういうところにあるのか、いつまでに実現しようとしているのか伺いますという質問です。

「教育委員会では、今年度内に、事務局内に中高一貫校PTを立ち上げ、国際プログラムを導入した中高一貫校の実現に向けて、組織的な検討を開始いたします。区立の中高一貫校の実現は、6年間の一貫した学校生活により生徒が落ち着いて学習や部活動に打ち込めることや、区の実態や保護者のニーズに応じた特色ある教育課程の編成が可能となるメリットがある一方で、人間関係の固定化や生徒間の競争力の低下などのデメリットもあります。今後のPTでは、東京都との調整や学校施設の確保など様々な課題をはじめ、実現に向け、多岐にわたる視点から検討を進めてまいります」。

次に、6ページ。こちらも何点かあった質問ですけれども、榎本あゆみ議員。みなと未来会議の真ん中の質問です。「公教育の公費負担について」の質問です。「公立学校で使用する学用品などは公費負担とすべきと考えますが、教育長の見解を伺います」。

「これまで教育委員会では、区立小・中学校の保護者の経済的負担を軽減するため、学校で児童・生徒個人が使用する計算ドリルや理科教材などの補助教材費、移動教室などの宿泊行事におけるバス代や宿泊料などを公費で負担してまいりました。区立学校における教材費等の公費負担の拡大については、区立学校における保護者負担の実態や他自治体の事例を調査し、来年度からの実施に向けて検討を進めてまいります」と答弁してございます。

最後に、海外修学旅行について1問ご紹介させていただきます。ページは9ページを御覧ください。

丸山たかのり議員、公明党の議員団です。9ページの最上段。「区立中学校の海外修学旅行の事業継続について」のお尋ねです。「在校生の海外修学旅行への期待や信頼を保護するためにも、ぜひ誠実な対応を期待します。区立中学校の海外修学旅行について、現在の在校生までの事業継続について、教育委員会としてどのように考えているのか、教育長に伺います」といった質問です。

「本年6月より始まった海外修学旅行は、今までに実施した6校の生徒たちが、現地で異文化に直接触れるとともに、英語を活用した直接体験により、多くの学びを得て帰国しています。今後は、事前事後の生徒向けアンケートや教員からのヒアリングをもとに、専門家を交えた会議体での効果検証を踏まえ、来年度の実施について検討してまいります。検討にあたっては、現在の中学校1・2年生の海外修学旅行への期待も踏まえてまいりたいと考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします」という答弁をしております。

今回の第2回定例会の質問についての報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先程教育長室長からも説明がありましたように、区長が代わられまして初めての定例会ということで、色々な形で教育の今後の方向性についての質問等もございました。中には、先程の中高一貫校の設置等、大きな課題というか、すぐにできないものもありますけれども、いずれにしてもPT

をつくって、しっかりと検討していく予定ですので、またそれぞれの機会を設けて、しっかりと教育委員会の中でも議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○田谷委員 一ついいですか。先程の榎本あゆみ議員の、教育費の公費負担と。公教育費ってどこからどこまでを言う。例えばノートとか鉛筆レベルまで言っているのか。教育長の回答で言うと、その辺は外れているということは分かるのだけれども、榎本先生が言っているところのこの教育費の負担については、どこまでの話になるのですか。それ以外の部分は、現状で結構フォローをしているというふうに私は認識しているのだけれども、わざわざ質問してくるということは何かその辺のことがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○教育長 では、私の方から説明をさせていただきます。榎本あゆみ議員の質問というのは、要は、学校教育、公教育の中でかかるものは全て負担すべきだろうということで、今、田谷委員からもお話をありましたように、既に港区ではかなりの部分の負担軽減はやっているのですが、例えば書道のセットだとか、絵画のセットだとか、そういうものはまだ私費、保護者負担になっていますので、それも含めて全て出すべきではないかというところ質問です。現在、他区の事例も踏まえて、どこまでやるのかということを検討しております。後程説明しようかと思っていたのですが、この後、来年度の予算関係の説明をさせてもらいますが、現在来年度予算に向けて教育委員会で検討している中身について、また昨年と同じような形で、しかるべき時期に今こういうものを考えていますが教育委員の皆さんからのご意見をお聞きしますという形で、取りまとめていきます。

では、私立の方はどうするのだと、色々な課題も出てきますけれども、そこを踏まえて色々検討していますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○田谷委員 教育長、分かりました。適切な対応を我々としてもていきたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告については以上とさせていただきます。

## 2 令和7年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について

○教育長 次に、報告事項第2「令和7年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、資料番号の05、報告資料のNo.2を御覧ください。

令和7年度予算編成方針と、見積りに係る依命通達が決定されましたので、ご報告します。

令和6年7月26日付で予算編成方針が区長決定。それを受け、副区長から同日付で依命通達がございました。

11分の2ページ以降が予算編成方針になります。

従来の予算編成方針ですと、何々に係る予算を編成しますという、来年度予算に向けてキャッチコピーがあるのですけれども、今年はそういったことではなく、方向性と基本事項、重点施策を満たす編成をという構成になっています。

まず一つ目の編成の方向性については、新区長の公約がほぼベースになっているものです。

一つ目が、教育委員会に関わるもので、第一に「誰でもこども園」構想、「お断りゼロ」の保育サービス、増加する共働き世帯・ひとり親世帯を支え、ライフステージや抱える悩みに寄り添い、安心して出産・子育てができる環境の整備、少子化対策を進めますと。そして、子ども1人ひとりの違いを多様性として尊重し、未来を担う子どもたちを守り、育てていきますといった、子どもの教育に係る予算の編成の方向性がここで示されております。

第二は、全世代、多世代の居場所、それからサービスの充実ということで「誰ひとり取り残さない社会の実現」という予算。

それから第三は、マンションの防災対策をはじめとした、災害時に関する予算編成の方向性。

そして第四には、文化芸術活動ですか、地区版地域通貨の実現といった各分野の取組、こちらを最大限発揮していく取組というものと、それから国際化の推進、DXの推進、あと最後に職員の働き方改革、こういったものを示してございます。

基本方針としては、5点挙げられております。「施政方針の実現に向けた積極的な事業立案」「基本計画計上事業の着実な推進」「年度当初からの迅速な事業開始に向けた事業構築」「部門を越えた事業の立案と民間企業等との連携の強化」「あらゆる手法による財源の確保」といった、五つの方針が示されております。

重点施策としては4点。こちらも先程の第一、第二、第三、第四に対応した、具体的な施策がこちらに示されております。時間の関係もありますので、1番の教育委員会に関わる部分で言いますと、「子どもたちが健やかに成長できる、しあわせな都市を実現する施策」としまして、安心して子どもを産み育てられる、子育て支援が行き届いたまちの実現。配慮を必要とする子どもと家庭を支え、子どもや若者が希望を持って生きられるまちの実現。子どもたちの多様な可能性を育む、魅力ある学びの支援が充実するまちの実現。こちらが重点施策として示されております。

11分の5ページ目以降は、予算編成に当たって、社会経済の状況であったり、港区の状況というものを図化したものになってございますので、こちらは後程ご参照いただければと思います。

最後に、11分の10ページからが依命通達になります。今的基本方針の方向性、重点施策を示された予算編成方針を、着実に進めていくための具体的な事務の指示がございます。こちらが依命通達となりますので、後程ご参照いただければと存じます。説明は以上です。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

### 3 令和6年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について

○教育長　それでは次に、報告事項第3「令和6年度採用港区奨学生（一次募集）の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育長室長　本年5月20日から6月20日までに募集いたしました、令和6年度の採用港区給付奨学生及び港区貸付奨学生の選考結果をご報告いたします。

募集期間は記載のとおり、周知方法も記載のとおりです。

応募状況です。給付型の奨学生として、10名の応募がありました。貸付奨学生はゼロでした。

奨学生の決定ですけれども、10名中7名が給付奨学生として決定してございます。

今後のスケジュールも記載してございまして、5月20日から6月20日までは一次募集。現在募集中ですけれども、8月19日から9月19日までを二次募集としています。

次ページの、給付及び貸付けの金額については、例年と同様で、こちら記載のとおり。

まず、収入基準を（1）でお示ししております。そして、給付金額については、大学でも国立と私立と違いまして、また自宅通学と自宅通学以外のもので金額が異なっております。この所得区分に応じた給付額を月額としてお示ししています。こちらも半年単位で給付をしていくというような形で、一次募集、二次募集として募集をしております。

4分の3ページを御覧いただきますと、実績です。今回の給付奨学生は7名決定しておりますけれども、所得区分で言いますと、A区分が3人、B区分が1人、そしてD区分が3人の計7名となってございます。

それから、貸付奨学生は令和6年度の予約募集、来年から大学に行きますよということで昨年度募集したものについては応募者が10名いて、その間やはり大学には行きません、あるいは他の貸付けを受けますということで辞退した人が5人いたので、現在6年度の予約募集の応募者10名中、5名に貸付けをしている状況です。

今年度は、第2回定例会で奨学金の改正をいたしました。その改正のイメージを最後のページにつけております。4分の4ページです。

具体的には、対象者を年収480万円から750万円まで、対象者を拡充しました。また、奨学金の金額も、年収480万円までのこれまでの対象の方には、一番左の国の支援対象、住民税非課税世帯が受けられる116万円マックスの給付を受けられるように。そして、年収480万円から600万円、600万円から750万円という新しいB区分、C区分を設けまして、こちらの方は3分の2、3分の1と補助を軽減していく新たなものです。それから理工農系の学部に行っている場合は、プラス23万円を全ての区分に乗せるという改善をいたしました。

そういう改善をしたことでの今回10名中、7名が給付型奨学金に決定したのですけれども、今回採用とならなかった3名のうち、1人は改正後の収入基準も超えていたので対象にならなかったのですけれども、そのうち2人は改正前だと対象にならないのですけれども、改正後は対象になると。こういった事態が生じたことから、二次募集では、今年の4月からいま一度申し込んでもらって、本来二次募集は今年度の後期の分だけなのですけれども、今年度に限っては、改めて4月から奨学金を受けられるように二次募集を工夫しております。

その結果、今回改正後の条件であれば給付奨学生になれた2名についてもご案内をして、二次募集の枠として再度応募していただき、要件は満たしているのでおそらく決定していくと思いますけれども、そういう対象にしていくというような救済措置を今回講じております。それ以外に、知ら

なかった、分からなかつたという方も含めて、二次募集で改めて募集をしているところですので、また決定し次第、ご報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員　今回の場合も3人、最終的には1人になるかなと思うのですけれども、対象から外れてしまった当事者から、何か不満とかクレームなどを生むというのは過去においてはございましたでしょうか。

○教育長室長　こちら、お子さんと保護者の方が意思疎通して申し込んでいらっしゃる場合、ほぼそういういたケースはないのですけれども、お子さんが単独でご応募される場合は、よく条件を確認せずに応募されてくるケースがあって、今回のケースもまさにそのとおりだったのですが、この奨学金の条件をお伝えしたところ、それであればということで円満にお断りをしているところです。したがいまして、条件を逸脱したことによって、対象とならないことに関してトラブルになることはございません。

○田谷委員　金額的な問題はよく分かりました。これから外れてしまえばもうしようがないということですね。

それ以外で外れるような場合はあるのでしょうか。

○教育長室長　こちらの奨学金を受ける場合は、高校生のときの成績で、5段階評価のうち3.5以上必要ですよといった場合ですとか、それから継続生の場合は、5段階評価の学業成績が2.5以上必要ですよというふうに条件を設定しています。

これに満たない場合、救済措置としてレポート提出をお願いしています。それは、就学の意欲であったり、継続学習の意欲を確認するためのレポートです。こちらについても、レポート内容であらかじめこういうことをちゃんと示してくださいという案内をしているので、レポート内容がこちらが求めているものから大きく外れることはありません、仮にトラブルがあるとすると、ここを採点して、その結果、不合格とした場合は、おそらく本人の意向と区側の意向で齟齬が生じて、トラブルになるケースはあると考えられますけれども、現時点でそういったことも特にトラブルとしてはございません。

○田谷委員　意欲のある学生は、ぜひとも進学していただいて卒業まで行っていただきたいと思うのですけれども、何らかの理由で途中で断念してしまったというような場合というのは、返金等を含めてどういうような規定になっているのでしょうか。

○教育長室長　こちらは先程の資料で、月額で給付額を定めています。やむを得ず退学になってしまった場合で、例えば前期分4、5、6、7、8、9と6か月分の支給をする訳なのですけれども、6月末をもって退学をしていたという事実が判明した場合は、7月、8月、9月分の3か月分を返納していただくと。

もう少し悪質なケースという場合があつて、実は退学していて4月から通っていないですよと。そういう場合で半年分受けてしまった場合などは、これは間違いなく全額の返還となります。そ

うならないように、折々で資料確認はしているのですけれども、そういういたものをすり抜けて半年分を給付されてしまったというのが、令和4年度に一度ケースがあって、今、返還の督促をしているところです。それがないように、制度的にも確認は十分するように取り組んでいるところでございます。以上です。

○田谷委員 大変よく分かりました。熱心に進学しようとしている子どもたちのためには、できるだけ支援していきたいなと思っております。ということは、逆に言うと人数制限とか、金額的な制限というのはこの制度ではどうなのでしょうか。

○教育長室長 その時の財政状況にもよると思います。現在の財政状況においては、この奨学生の枠として予算は想定で取っていますけれども、予算を超えて応募があった場合については、現時点では補正予算ですか、あるいは緊急であれば予備費を使ってなるべく拾っていきたいという考え方があります。

ただ、財政状況上どうしても予算に限りがある場合は、一定の順位を決めることも考えられます。この奨学生に関しては、決定に当たって、港区奨学資金選考等委員会という委員会を組織してそこで審議しておりますので、順位を決めて、やむを得ず予算の範囲で予算の範囲を超えたお子さんの奨学生をお断りするケースも出てくると思うのですけれども、現時点ではそういった状況ではないので、基本的には条件を満たしていれば、基本、奨学生の支給はしていきたいという考え方で進めています。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 これも今後の検討課題だと思うのですけれども、給付型の場合は、例えば今回750万円に増額された。1,000万円にまで上げたらどうかという質問があったという話が先程ありましたけれども、750万円であっても日本の平均的な家庭の年収より全然高い訳ですよね、750という数字は。ですので、では1,000万円以上は駄目かといったときに、給付型奨学生を、1,000万円を超えた人は、給付型は駄目なのだと申込みの段階で切ってしまうというのは、合理性はあるのかなと思うのですよね。

結局、本来奨学生というのは、要するに大学に行きたくても家庭の事情で行けない人。だから、大体奨学生をもらうと、学費とか生活費とかそういうものに使っているのが一般的だと思うのですけれども、750万円とか1,000万円ぐらいもらっている家庭であれば、そういうものは家から出る訳ですから、そうであればそういうものでもらった人というのは何に使うかというと、例えば留学とかですね。何に使っても基本的にはいいのでしょうか。

ですから、そういう意味で、最低学校にはもう行けている訳ですから、そうなるとそれにプラスして自分の何か今後のために必要と思われるものに使っていくということだと思うので。そうなると、750万円だろうが、1,000万円だろうが、下手すると2,000万円だろうが、上流の家庭であっても自分がやりたいことをやりたいので、少しでもお金があった方がいいから奨学生を使いたいのだという人を、あなたはお金がたくさんあるから駄目だよと言うのは、合理性があるのかなと私は思います。

だから、むしろ給付型の奨学の場合には、入り口を狭くしてしまえばいいと思うのです。だから、入り口の成績、高校のときまでの成績とか、あるいは毎年継続して受けるのであれば、毎年毎年、例えばそのときの学業成績を出しなさいとか、あるいは何らかの試験を実際にやるとか、そういうようなことをしていって、支給する人を、もちろんたくさん来れば予算に限りがあるので、そこはしっかり入り口を絞って。年収は、もうう側はどうしようもないですから、親の収入ですか。だから、そこで私は余り給付型の場合切るというのは、前々から思っているのですけれども、どうなのかなと思っているので、そこら辺も今後の検討材料として。750万円を1,000万円にしろという意見が出ているということで、よくよく考えると、もともといいるのかなというのが私の発想です。給付型の場合ですよ。参考にしていただきたいと思います。

○教育長室長 今、中村委員からお話しいただいたのは、最近海外留学支援の検討をする際に聞いた話と同様です。海外の大学の奨学金の在り方は、今まさに委員がおっしゃられたように、とにかく勉強して勉強して、成績が優秀であれば奨学金が継続されて、場合によっては相当高額な奨学金を大学側からもらえるというような仕組みをお聞きしていました。

今のお話は大学からの奨学金を受けていて、一方で、税金で給付してしまうとなると、所得制限の問題が出てきていて、それが問題ではないのではないかというご意見だと思います。

所得制限に関しては、港区議会とか、特に子育てに関する所得制限の在り方についてはかなり問題提起をされていますので、そういった中で今後の検討に生かしていきたいと思っております。以上です。

○中村委員 うちの上の娘がメルボルン大学に行っていたのです。中国とか東南アジア系の、同じような形で来ている子が多いのですけれども、まさにそうなのです。

あんな上流家庭で、その子たちがすごくいっぱい奨学金をもらっているのです。うちの娘的には「おかしい、何で社長しているのに、そんなに中国からお金をもらって来ているの」みたいな。それで聞いていたらまさにそのとおりで、全く奨学金の上限なんか関係なく、やりたいやつがもらえるという。そういう人が実際に海外に行っている訳ですから、そういうことを考えて、私も娘から聞いて、そういう問題意識を持ったのですけれども。ですので、ぜひ検討してもらわればと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

#### 4 運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施について

○教育長 それでは次に、報告事項第4「運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料No. 4を御覧ください。

本件は、第3回定例会に補正予算案件として提出いたします、将来の運動・スポーツ施設の配置の検討や、運動場所の確保・充実に向けた中長期的な方針の検討に活用するための運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査の実施についてご報告をするものでございます。

まずは、項番の1「背景・目的」でございます。これまで主に、区民のスポーツの実施頻度などの状況、それからスポーツ活動についての意向などを大きな視点で把握するため、あるいはスポーツ施設の利便性向上を図るために、スポーツ推進計画の策定に向けたアンケート調査や、施設利用者へのアンケートを実施してまいりました。

今回の調査につきましては、多様化しているスポーツ需要に少しでも的確に対応していくために、子どもをはじめとして、区民等のスポーツに関するより詳細な意向ですとかニーズを把握することを目的に実施いたしまして、今後の施設配置の検討、それからどのような運動場所の確保・充実が必要かといったことを検討していくために、調査結果を活用したいと考えております。

項番2「調査概要」です。大きく分けて3種類の調査を行う予定しております。

一つ目は、区の人口等を踏まえたスポーツ施設の必要数調査です。現在の人口、それから将来の予測人口と、最近増えておりますけれどもフィットネスジムなどの民間施設を含めた、区内のスポーツ施設の設置状況ですとか総面積などから、近隣自治体との充足率の比較、望ましい設置数などを調査・分析するものでございます。

二つ目は、子ども等を対象とした調査です。自分でチームをつくって、施設利用登録や申込みをしてスポーツ活動をしていける大人と違いまして、子どもの場合、野球やサッカーなど、決まったチームに所属していない子どもにとっては、野球グラウンド、サッカーグラウンド、あるいは大規模な体育館ではなくて、少人数の友達同士で、身近な場所でちょっと体を動かしたい、ちょっとボールで遊びたいといったようなことを望んでいるという声も聞かれます。小学生、中学生、高校生、大学生、それぞれの年代が日常的にどのような運動を、どのような場所でできればいいなと思っているのか、そうした細かな需要を把握するために調査を行うものです。

また、そのような意向は、年代によって大きく変わるものと考えられますので、子ども以外の現役世代から高齢者までの方も対象に、同様な設問で調査を行いたいと考えております。

三つ目ですけれども、スポーツセンター、運動場、学校施設などのプールを含むスポーツ施設等の利用者を対象に、意向、需要を調査するものです。調査手法は、子どもについても、それ以外の世代の方、またスポーツ施設等の利用者、それぞれインターネットにより行うものでございます。

最後に、項番の3「今後のスケジュール」です。第3回定例会に補正予算案を提出いたします。補正予算の成立が前提となります。議会後に契約手続に入りまして、12月から来年3月までを調査実施期間として考えております。集計・分析を経まして、令和7年6月には調査結果をまとめることとしております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今課長の方から、多様化している区民ニーズというところがありましたけれども、その多様化というのはどういう意味でしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まずは、種目の方が挙げられると思います。野球、サッカーといったメジャーなスポーツに人が集中していた頃と違いまして、最近ではバスケットボールやバレーボールも非常に人気ですし、あるいは卓球ですとか、大きなところでやるもの、屋外でやるもの、室内でやるもの、室内といつても大きな体育館なのか、ちょっとした場所でできるのかといったような違いもありますが、そうした種目に偏りがないような形で、色々な人が色々なことをやってみたいと思っている傾向が強くなってきていると思っておりますので、そうした意味で多様化というふうに言っております。

○田谷委員 そうすると、まだそれ程スポーツ人口は多いとは思わないのですけれども、昨今のオリンピックなんかでも、スケートボードとか、そういうちょっと新しい、今まで見ないようなものがありましたよね。そういう設備になると、みんな難しいのかなと思うけれども、ただ、やがてそういうニーズも今後出てくると思うので、その辺に対する対応はどうお考えでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご指摘のとおり、スケートボードは前回の東京オリンピックで話題になりましたし、今回は新しくダンス競技も種目になりましたけれども、なかなか港区で大きなグラウンド、体育館をすぐにつくれるかというと、なかなか難しいと思います。

また、委員ご指摘のとおり、スケートボードをする場所についても、すぐに整備できるかというと難しい状況はあるかと思いますけれども、少なくともどういった種目、どういった場所で多くの方がやりたいと思っているのか、それを把握することで、今後場所が出てきたとき、あるいは何かチャンスがあるときに、どういった選択を取るかという材料にしていきたいということでの調査と考えております。

○田谷委員 ありがとうございます。例えばボルダリングでしたか、既に数年前、2~3年前から各小中学校に設置していただいて、私も実際子どもたちに聞いてみても、使用頻度が非常に高くて楽しいという話を聞いていますので、これも新しいスポーツで力を入れていただいているのはすごくありがたいことだと思います。そういう新しいスポーツに対しても、ニーズがどの程度という問題もあるし、設置場所の問題もありますが、前向きに検討していただきたいと思います。

特別支援に関するようなスポーツ、障害者スポーツ、その辺の件に関しては、今回の意識需要調査ではどうでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 特段、障害者というカテゴリーで調査をすることまでは、今は考えておりませんでしたけれども、子どもたちの中にはやはりそうした特性のある子もいらっしゃるかと思いますので、そうした属性をまずはお聞きする中で、どういった方がどんなスポーツ、あるいはスポーツとまでは言わなくとも、日常的にどんなふうに体を動かしたいと思っているのか、こうしたことのニーズをつかめるような調査にしたいと考えております。

○田谷委員 ありがとうございます。区長もおっしゃっているように、誰でも、どんな人でも取り残さずというような項目もありますので、なるべく幅広い年齢、また幅広い人たちの需要調査をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 港区が他区と比べて劣っているというか、こういうスポーツをするには、施設として少し足りないなというようなものがもあるのであれば教えてほしいのですけれども。そういうデータがあるのかどうか分からないですけれども、その辺がもし分かれば教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 しっかりとしたデータである訳ではございませんで、委員がおっしゃったレベルでの比較というのはできていない状況ですけれども。やはり河川敷のグラウンドを多数抱えている大田区だったり、江戸川区だったり、それから大きな運動施設を持っている品川区なんかと比べて、あそこは都立の施設でもありますけれども、こうした自治体と比べて、やはり大きな野球グラウンド、サッカーグラウンドについては、港区は少ない区であるとは思っています。

○中村委員 メジャースポーツである野球とかサッカーが、なかなか場所がないという感じですかね。

剣道とか柔道はどうなのですか、柔剣道とか。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツセンターですとか、それから白金の丘学園の武道場なんかも、学校施設開放に供しておりますので、その中で、どうしてもそこがものすごく足りていないという声は今のところ聞かれではありませんけれども、武道も結構外国人に人気で、これからまた、この先いずれ話題にもさせていただきますが、弓道の人口なんかも増えていることもありますし、こうした武道ができる場所というのも今後考えていく必要があるかと思っています。

○教育長 せつかくだから、JXも説明してあげましょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 区内のJX金属株式会社さんと連携しまして、JX金属さんは非常に剣道が強い企業なのですけれども、そこの虎ノ門にある剣道場も、剣道連盟の方が借りて練習ができるような連携も今年度から始めております。

○中村委員 港区民が使えるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。そういった区有施設としての整備だけではなくて、民間施設も協力いただけるところは、できるだけ区民の方に供するような連携をしていきたいと考えております。

○中村委員 氷川に武道場があるではないですか。あそこにうちの下の娘がしばらく柔道で通っていたのですけれども、10人ぐらいいて、8人ぐらいがロシア人でした。びっくりしました。ロシアの方々は柔道をやはり好きみたいで、ロシアで柔道をしているようだと言ってやっていました。だから、言われたとおり外国人が増えているみたいです。そんな状態もあるみたいです。分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、港区自体は人口もV字回復で、前回のオリンピック以上の人数になりました。したがって、子どもの数も大変増えてきております。そうすると、今まで学校のスポーツ施設、校庭や体育館というものが、割とそういう意味では子どもが少なくてニーズがなかった。ところが、今は非常に部活も活発になってきていますし、それから区大会だけではなくて、都大会に進出するような公立、区立中学校も出てきています。

そうすると、そういうところの体育館や運動場の使用頻度が、従来から比べると上がってきている。そうすると、それ以外の民間というか、地元のチームが使いにくくなったりすることが大分起きているという情報を確認しております。そういうところまで広げたような調査をしていただけすると、ではどうしたらいいのかみたいな形で、施設は限られているし、これから新たに体育館やましてや運動場をつくる場所も港区にはないことは十分に承知していますし。今、課長がおっしゃったように、河川敷でもあればいいなんて僕もつくづく思うのですけれども、古川の河川敷ではどうしようもないし、卓球もできない。そういう区の事情もあると思うので、そういうところは非常に慎重に調査していただきたいと思います。区民の声をなるべく酌んで、かなえてあげたいなど。特に子どもはかなえてあげたいと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校施設に関しては、当然、部活動を最優先ですので、その空き枠の中で地域の方にスポーツをしてもらっています。本来どれぐらいやりたいと思っているけれども、競争率も高くてなかなか確保できていないのか、こうした各スポーツ団体がどんなふうに日頃思っているのかということも含めて、今回の調査で明らかにしたいなと考えております。委員がご指摘のとおり、よりきめ細かい回答を得られるような設問を工夫していきたいと考えております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 今、田谷先生の方からもお話があったと思うのですけれども、私の娘の方も、全国大会に出ているバトントワリングをやっているのですが、週5回、多いときには6回の練習の中で、半分以上は区外でやっているのです。

やはり区の施設、中学校、小学校では体育館が取れなく、かつ江東区新木場の体育館ですか、国立オリンピック体育館とかそういったところに週に2～3回は行って練習をしているような形で。結局そちらの方で借りていても、終わるのが10時であったりするので、小中学生の帰宅時間としてはあり得ない時間帯になってしまふのですけれども、それでしか練習ができないので、やむを得なくそこでやっているのです。スポセンとかですと、何時以降はお迎えが必要だとか、子どもの利用の場合に、帰る時間帯の出口での確認が結構細かくあります。なので、8時半だったかと思うのですけれども、スポセンを出るときは8時半を超える場合は保護者が必ず迎えに来ていないといけないというようなルールもあったりして、使用時間というのも結構限られているので、例えば使用時間、9時まで利用したいのかとか、といった時間帯も含めて、例えば早朝練習したいのか、場所が日中取れないのであれば、早朝の朝練とかに使いたいのかとか、といった時間帯の調査というのもぜひしていただけるとありがとうございます。

○生涯学習スポーツ振興課長 施設利用者を対象とした調査の中で、今、委員がご指摘のような、より細かい意向を酌むために、時間帯ですとか、部屋も今大きく使っているのを分けた方がよりたくさん使えるのかとか、こうした様々な可能性を今後見据えるための調査として、細かい設問を工夫してまいりたいと考えております。

○鈴木委員 よろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 これは、難しいのかもしれないのですけれども、後づけで、校庭をナイター化するのはどうなのですか。要するに、夜間照明がついている学校もありますけれども、例えば白金の丘などはついていないし、それにつけると、ただ近隣住民の明るさの、そういう光害の問題などもあると思うし、色々難しいと思うのですけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 学校の夏休み時期の工事に合わせて、夜間の照明の更新は順次進めているところではございますけれども、おっしゃったとおり、近隣の方から夜間の照明に関して苦情が入るということも多くございますので、こうした近隣の状況ですとか、あるいは設置する場合も、今新たに、光の向きをしっかりと定められるもの、あるいは光量をしっかりと調整できるものといったものが出ておりますので、設置する場合はこうしたものを選んでつけていくといったような方針で進めているところです。

○教育長 プラスして、移動式の照明器具みたいなものを活用しているのです。色々工夫はしていますが、なかなか近隣のご理解を得るところがまた難しいというところですが、今少しづつ広げている状況です。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご意見を踏まえまして、アンケートの方をしっかりとつくってまいりたいと考えます。よろしくお願ひいたします。

## 6 令和7年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 次に、報告事項第6「令和7年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告資料No. 6を用いましてご報告をさせていただきます。「令和7年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」でございます。

項目1 「対象者」は、国内に住所があり、令和7年4月に入学する新1年生が対象となります。

項目2 「希望できる学校の範囲」については、例年と同様でございますけれども、小学校については、通学区域内または通学区域に隣接する学校、中学校については、通学区域内または他の港区立全中学校から選択できます。

項目3 「受入れ可能数」ですが、各学校の教室など施設等の状況を鑑みまして、学校との調整も踏まえ、1学級35人として受入れ可能数を定めております。

なお、今後通学区域の入学予定者数の増加が見込まれる場合には、受入れ可能数を増やすこともあります。

続きまして2ページ目、項番4「抽選の実施について」です。昨年度来と変更はございませんが、受入れ可能数を超えた学校については、通学区域外からの入学希望者に対し、補欠登録順位を定める抽選を行うことがあります。なお、通学区域内の入学希望者は抽選によらず入学できます。

項番5「抽選順位の優先について」でございます。こちらも昨年度来と同様ですが、まず兄姉が在籍している児童は、抽選結果の順位を優先いたします。

また、東町小学校と南山小学校の抽選対象者で、国際学級への入級条件を満たす児童についても、兄姉枠の優先の次に順位を優先いたします。

加えて、御田小学校ですが、改築のため今年度から3か年強の間、旧三光小学校へ仮移転してございます。そのため、御田小学校の通学区域にお住まいの方で、自宅からの距離で選択希望校の方が近い場合には、国際学級の順位を優先させた後に、抽選順位を優先いたします。

項番6「芝浜小学校の通学区域変更に伴う経過措置」についてです。先般3月の委員会及び本日の審議事項でもご説明させていただいたとおり、芝浜、芝浦両校の通学区域の見直しを行うことから、影響を受ける方に対し記載のとおり対応いたします。

項番7「補欠登録及び再選択について」です。例年どおりでございまして、補欠登録については抽選結果の順位がそのまま補欠登録、繰上げ待ちの順位となります。私立中学等への入学による事態により、受入れに余裕が出た場合に、順に繰上げ当選する形となります。

また、補欠登録期限内であれば、補欠登録を辞退されまして、抽選実施校以外の受入れ可能数に達していない学校から再選択することも可能となってございます。

項番8「今後のスケジュール」です。学校選択希望票の発送は10月4日を予定しております、提出締切り後、教育委員会の皆様にご報告させていただいた後に、11月29日に応募状況の公表、12月6日に抽選実施、年明け1月8日に就学通知書を発送しまして、補欠登録期限は小学校が1月31日、中学校が2月28日となっております。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 この1点だけですが、非常に外国人も増えてきて、多分、多様な地域だという中で、南山、東町のEnglish Support Courseというの非常に重要だと思うのですが、今、大体定員10名という範囲でという、この10名でうまくニーズに対しては対応できているのですか。その点、いかがでしょうか。

○学務課長 実際、需要と供給はトントンに今はなっている状況ではございます。全体として増加の傾向はあるところでございます。最終的には定員がございますので、選考で落ちるというところではございますけれども、今のところ需給はバランスが取れているというところです。

○山内委員 今は、希望者はそんな落ちないで、大体受け入れることができているということですか。

○学務課長 選考がございますので、そこで落とされる方はいらっしゃるというところでございます。また、全体として外国人児童の数も増えているというところはございます。

○山内委員 選考で落とすというのは、どういう順序を基に落とす形になるのですか。例えばもっと普通の、サポートがなくても大丈夫そうだとか、そういう選考ですか。

○学務課長 基本的に、英語力を維持するという、ご案内のとおり学級ですので、そもそも英語力がない方が参加することが難しい仕組みになってございます。そういった方についてははじかれてしまうということになります。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

## 7 区立幼稚園におけるすくわくプログラムの実施について

○教育長 次に、報告事項第7「区立幼稚園におけるすくわくプログラムの実施について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日付資料No. 7によりまして、ご説明させていただきます。「区立幼稚園におけるすくわくプログラムの実施について」でございます。

幼児の興味や関心に応じた探究活動を実践し、幼児の豊かな心を育むため、東京都の補助金を活用して実施するものでございます。

まず、項目1「背景」でございます。昨年度、区は、東京都が乳幼児の興味や関心に応じた探究活動の実践を支援するために始めた「乳幼児『子育ち』応援プログラム推進事業」の連携自治体として、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター、以下C E D E Pと申し上げますが、と連携しまして、乳幼児期から子どもの健やかな成長をサポートするため、区立幼稚園2園、区立保育園2園においてプログラムを実施しております。

東京都は、本年度から昨年度の実施結果等を踏まえまして、「とうきょうすくわくプログラム推進事業」と名称を変更しまして、引き続き実施する園や区市町村を支援することとしてございます。

項目2「東京都とうきょうすくわくプログラム推進事業の概要」についてでございます。

子どもたちは日々の遊びの中で、興味関心の幅を広げながら自分を取り巻く世界を探求し成長します。本事業の実施内容としましては、各施設が設置したテーマに応じて、素材や道具を準備するなど環境を構成し、乳幼児同士や保育者との関わりの中で、乳幼児が自ら興味や疑問を持ち、考えながら探究活動を継続的に行なうことを促す事業が対象となります。

具体的な例をイメージしていただきたいので、昨年度の港区の実施事例をここで説明させていただきます。

三光幼稚園で実施した事例でございますけれども、園庭遊びが活発になる4歳児の子どもを対象としまして、自然とは何かという働きかけを行なって、実際に園庭で葉っぱや木の実であったり

とか、自然物を見つけ出して、その感触であるとか匂いを感じ、子どもたち同士でその内容を共有してもらいました。さらに、その自然物をプロジェクターで園内で投映しまして、自由に子どもたちに物語や遊びを創り出すというような取組を行ってございます。

こういった子どもたちの遊びの中に認められる、無意識の探究活動をプロセス化して繰り返し、積み重ねていくことで、成長と発達の土台を形成していくことになります。

資料にお戻りいただきまして、対象施設等については記載のとおりとなってございます。

補助としましては、1施設当たり上限150万円。10分の10の都費が入ります。

項番3「区立幼稚園における実施」です。昨年度から事業に取り組んでいる区立幼稚園2園については、引き続きCEDEPと連携しながら、すくわくプログラムを実施いたします。

また、上記以外の区立幼稚園10園についても、昨年度の実施事例を参考に実施いたします。

項番4「財政負担」としましては、12園、1,800万円の歳出となります。都費が10割入ります。

項番5「今後のスケジュール」としましては、来月の区民文教常任委員会で報告の後、第3回港区議会定例会で補正予算案としてお諮りしまして、10月以降実施してまいります。

雑駁ですが、ご報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

## 8 令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは次に、報告事項第8「令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 「令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」ご説明いたします。

最初のスケジュールのところは、4月の教育委員会で報告させていただきましたが、項番1から3については記載のとおりでございます。1枚おめくりください。

「議事」の方でございます。議事の方も記載のとおりでございますが、その中で何点かご説明させていただきます。

まず、(6)「学校で起きたいじめの事例について」でございます。こちらの方は、子ども同士でのトラブル、足をぶつけた、ぶつけられたというところから、実際に保護者同士の対応になっていたのですが、しっかりと打合せをせずに保護者同士の謝罪の会を開いたところ、保護者同士がトラブルに発展したというケースでございます。

また、(7)「学校における取組」のところで、小学校長会の方からは、いじめの中に実際には特別な配慮を要する児童・生徒の対応がありまして、その中で事態が複雑化したのですけれども、しっかりと整理することによって、対応が解決につながったというもの。

そして、中学校長会の方からは、実際にいじめを認知するための様々な取組についてご報告がありました。

続きまして、3ページのところの5番「意見交換」のところでございます。

各所管課から取組についてご報告いただくとともに、東京湾岸警察署の方からは、実際に特別な配慮を要する児童であったりとか、外国児童の対応についてご報告がありました。

1枚おめくりいただきまして、4ページのところからは、医療の方からは、実際に親子がその取組、対応について、いじめに関わるところで非常に悩みを抱えていて、その部分からしっかりと医療へのハードルを低くして相談できるような体制が必要であるであったりとか、最後のところになりますが、児童相談所の方からは、児相の相談をしているのだけれども、その中にはいじめの対応というものが一つ根幹にあって、対応のところが、視野を広げて対応することによって解決につなげていくところができたというような報告がありました。

私の方からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 10 後援名義等の7月使用承認について

#### 11 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について

#### 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について

#### 13 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について

#### 14 図書館の7月分利用実績について

#### 15 図書館・郷土歴史館の7月行事実績について

#### 16 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について

#### 17 9月教育人事企画課事業予定について

#### 18 みなと科学館の7月利用状況について

○教育長 次に、報告事項第10「後援名義等の7月使用承認について」から、報告事項第18「みなと科学館の7月利用状況について」、この9件の定例報告につきましては、配布資料のとおりです。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

#### 「閉会」

○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。

特にないようですので、本日の臨時会はこれをもって閉会といたします。本日は午後もありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次回は、定例会を9月9日月曜日、参集で開催をする予定です。よろしくお願ひをいたします。

また、9月には第3回定例会がありまして、決算ということで教育費がありますので、そちらの出席を含めてまたどうぞよろしくお願ひいたします。

では、本日はお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員